

## 公立大学法人奈良県立大学クロスアポイントメント制度に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下、「就業規則」という。）第15条の2第2項に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下、「法人」という。）におけるクロスアポイントメントの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、法人における教育、研究及び産学連携活動の推進を目的とするもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 法人の職員が第6条の規定により締結される協定に基づき、法人の職員としての身分を有したまま他機関の職員等として雇用され、法人及び当該他機関の業務（就業規則第35条に規定する兼業によるものを除く。）を行うこと。

(2) 他機関の職員等が第6条の規定により締結される協定に基づき、当該他機関の職員等としての身分を有したまま法人の職員として雇用され、当該他機関及び法人の業務を行うこと。

2 この規程において「他機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国立大学法人法に基づき設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人

(2) 独立行政法人通則法に基づき、同法及び個別法により設置された独立行政法人

(3) 地方独立行政法人法に基づき設置された地方独立行政法人

(4) その他理事長が特に認めた機関

3 この規程において「出向職員」とは第1項第1号の規定を適用する法人の職員を、「受入職員」とは第1項第2号の規定を適用する他機関の職員等を、「クロスアポイントメント職員」とは第1項第1号及び第2号の規定を適用する法人の職員及び他機関の職員等をいう。

### (適用対象者)

第3条 クロスアポイントメント制度を適用することができる法人の職員は、就業規則第3条第1項の適用をうける者とする。

2 クロスアポイントメント制度を適用することができる他機関の職員等は、第6条の規定により法人と協定を結んだ機関の専任の職員（法人がこれと同等と認める者を含む。）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、就業規則第3条第1項の適用をうける者以外の職員にクロスアポイントメント制度を適用することができるものとする。

(適用条件)

第4条 クロスアポイントメント制度は、次に掲げる条件をすべて満たした場合に適用することができるものとする。

- (1) 法人の教育、研究及び産学連携の推進に資すること
- (2) 法人の利益に相反しないこと
- (3) 法人の職員としての倫理が保持されること
- (4) 法人の職員としての職務遂行に著しい支障がないこと
- (5) その他法人の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと

(申請及び承認)

第5条 第2条第1項第1号の規定により自らについてクロスアポイントメント制度の適用を希望する職員及び第2条第1項第2号の規定により他機関の職員等についてクロスアポイントメント制度の適用を希望する職員は、学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項に規定する申し出があったときは、教育研究審議会の審議を経て、クロスアポイントメント制度を適用する必要があると認める場合に限り、理事長に申し出るものとする。

3 理事長は、前項に規定する申し出があったときは、学長の意見を踏まえ、クロスアポイントメント制度の適用の可否を決定するものとする。

(協定の締結等)

第6条 理事長は、前条の規定によりクロスアポイントメント制度を適用しようとするときは、次の各号に掲げる事項について定めた協定を他機関の長と締結するものとする。

- (1) クロスアポイントメント職員の身分、氏名
- (2) クロスアポイントメント制度の期間
- (3) 法人及び他機関での業務及び従事割合
- (4) 労働条件、給与及び各種保険等
- (5) 懲戒及び解雇
- (6) 守秘義務、知的財産権及び損害賠償
- (7) その他クロスアポイントメント制度実施に必要な事項

2 理事長は、前項の協定を締結するにあたっては、その内容について、文書によりあらかじめクロスアポイントメント制度を適用しようとする法人の職員又は他機関の職員等の同意を得なければならない。

(期間)

第7条 クロスアポイントメント制度を適用する期間は、3年以内とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、学長の申し出に基づき、理事長は3年を超える期間とすることができる。

(終了)

第8条 クロスアポイントメント制度の適用は、次の各号のいずれかに該当するときは終了するものとする。

- (1) クロスアポイントメント制度の適用期間が満了したとき
- (2) 第6条の協定が破棄されたとき
- (3) クロスアポイントメント職員が法人又は他機関を退職するとき
- (4) 法人又は他機関が特に必要と認めたとき

(勤務時間及び給与等の取扱い)

第9条 クロスアポイントメント職員の勤務時間、休日及び休暇並びに給与等については、法人及び他機関の諸規程にかかわらず、第6条の規定により締結する協定により決定する。

2 その他必要な事項については、法人と他機関との協議により決定するものとする。

(給与の補填)

第10条 出向職員において、第6条の規定により締結する協定により決定される給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を下回るときは、クロスアポイントメント制度の適用期間中、法人は当該出向職員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることができるものとする。

(給与の支給)

第11条 クロスアポイントメント職員の給与の支給は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程第5条の規定にかかわらず、法人又は他機関のいずれかにおいて一括支給することを原則とする。

2 その他必要な事項については、第6条の規定により締結する協定により決定する。

(職務及び権限)

第12条 受入職員は、主として研究にかかる職務を行うものとし、研究に関してクロスアポイントメント制度を適用しない職員と同等の職務及び権限を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受入職員の職務及び権限は、当該受入職員及び学長との合議に基づき制限することができるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成30年12月7日から施行する。